

第 2 期健康横浜 2 1 計画評価及び次期計画策定検討部会 委員名簿

本部会は、健康横浜 2 1 推進会議における「第 2 期健康横浜 2 1」の最終評価及び「第 3 期健康横浜 2 1」の策定に係る審議に向け、第 2 期計画の評価案及び第 3 期計画案を検討することを目的とします。

なお、市民の健康寿命の更なる延伸を目指し、「第 3 期健康横浜 2 1」については、これまで別に策定していた「横浜市食育推進計画」と、「横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例」に基づき新たに策定する「横浜市歯科口腔保健推進計画（仮称）」と一体的に策定します。総合的な市民の健康づくりの指針として策定し、取組を推進していきます。

【任期：令和 5 年 3 月 31 日まで】（五十音順・敬称略・令和 4 年 3 月 31 日現在）

	役職	氏名	職名
1	部会長	豊福 深奈	一般社団法人 横浜市医師会 常任理事
2		赤松 利恵	お茶の水女子大学 基幹研究院 自然科学系 教授
3		後藤 温	公立大学法人 横浜市立大学 学術院 医学群 教授
4		佐藤 信二	一般社団法人 横浜市歯科医師会 常務理事
5		瀬戸 卓	一般社団法人 横浜市薬剤師会 副会長
6		田口 敦子	慶應義塾大学 看護医療学部 教授
7		土屋 厚子	公立大学法人 静岡社会健康医学大学院大学 研究アドバイザー 浜松医科大学 特任研究員
8		長谷川 利希子	公益社団法人 神奈川県栄養士会 副会長
9		村山 洋史	東京都健康長寿医療センター研究所 社会参加と地域保健研究チーム 研究副部長

令和4年度 健康横浜21関係課長会議 名簿

区・局	補 職	氏 名
旭区	福祉保健課長	石津 雄一郎
政策局	政策課担当課長	岩崎 雄介
市民局	スポーツ振興課長	守屋 喜代司
経済局	中小企業振興課長	高柳 友紀
こども青少年局	地域子育て支援課親子保健担当課長	戸矢崎 悦子
こども青少年局	企画調整課長	田口 香苗
健康福祉局	企画課長	栗屋 しらべ
健康福祉局	福祉保健課長	新井 隆哲
健康福祉局	保険年金課長	海老原 雅司
健康福祉局	生活支援課指導・適正化対策担当課長	大内 直人
健康福祉局	障害施策推進課長	佐渡 美佐子
健康福祉局	担当理事 (こころの健康相談センター長)	白川 教人
健康福祉局	高齢健康福祉課長	鳥居 俊明
健康福祉局	地域包括ケア推進課長	鴨野 寿美夫
健康福祉局	健康安全課健康危機管理担当課長	菅野 美穂
健康福祉局	食品衛生課長	牛頭 文雄
健康福祉局	担当部長 (衛生研究所感染症・疫学情報課長)	横山 涼子
医療局	医療政策課長	山本 憲司
医療局	がん・疾病対策課長	古賀 美弥子
環境創造局	農業振興課長	朝倉 友佳
環境創造局	公園緑地維持課長	関本 直子
建築局	住宅政策課長	松本 光司
道路局	企画課交通計画担当課長	藤江 千瑞
道路局	交通安全・自転車政策課長	石井 高幸
教育委員会事務局	教育課程推進室長	山本 朝彦
教育委員会事務局	健康教育・食育課長	長田 和彦

事務局

局	補 職	氏 名
健康福祉局	健康安全部健康推進担当部長	嘉代 佐知子
	保健事業課健康づくり担当課長	岩松 美樹
	保健事業課長	秋野 奈緒子
	保健事業課事業推進担当課長	東 健一
	保健事業課担当課長	阿部 響
	保健事業課担当課長	奥田 清子
	保健事業課健康づくり担当係長	矢島 陽子
	保健事業課健康づくり担当係長	山田 和子
	保健事業課担当係長	中村 周平
	保健事業課担当係長	安永 愛
	保健事業課担当係長	和泉 大
	保健事業課担当係長	山崎 信也
	保健事業課担当係長	池田 達哉
	衛生研究所感染症・疫学情報課担当係長	岡本 佳子

健康横浜 2 1 推進会議運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 1 日 健保事第 3964 号 (局長決裁)
最近改正 平成 29 年 4 月 1 日 健保事業第 4107 号 (局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例 (平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号) 第 4 条の規定に基づき、健康横浜 2 1 推進会議 (以下、「推進会議」という。) の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 健康増進計画である健康横浜 2 1 (以下、「健康横浜 2 1」という。) の推進に関すること。
- (2) 健康横浜 2 1 の評価・策定に関すること。

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療専門家
 - (3) 健康に関連するボランティア団体・企業等の各種団体の代表者
 - (4) マスメディアの代表者
- 2 委員の任期は、5 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

(臨時委員)

第 4 条 推進会議に、健康横浜 2 1 の評価・策定や健康づくりに関する事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
- (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療専門家
 - (3) 健康に関連するボランティア団体・企業・各種団体の代表者等
- 3 臨時委員は、第 1 項の事項に関する調査審議が終了したときは、解任され

たものとする。

(会長)

第5条 推進会議に会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を掌理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、推進会議の議長とする。
- 3 推進会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 健康横浜21について調査審議するために部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長1人を置き、委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。
- 5 部会の委員構成や議事内容等を踏まえ、推進会議の会長が認める範囲において、前項に基づく部会の決定を推進会議の決定に代えることができる。

(会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第9条 会長又は部会長は、推進会議又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 推進会議の庶務は、健康福祉局健康安全部保健事業課において処理する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の委員会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。また、最初の部会の会議は、会長が招集する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。